

午前11時1分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第79号議案平成26年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありますか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） ちょっと考え方でお尋ねをしたいと思います。

財政調整のために財政調整基金が6,000万円程度、基金繰り入れが計画をされております。それともう1点は、18ページになりますけれども、総務費の基金管理費に6,100万円ほどの財政調整のための減額ということであろうと思いますけれども、これにつきましては、特に庁舎の関係で2,000万円が公共施設等の整備基金から2,000万円取り崩しされてる。同じような基金の目的であるならば、この2,000万円も含めて減額、わざわざ基金を取り崩さなくても、この9月に補正した、多分3億2,000万円ちょっとであったんではないかなと思いますけれども、その中でできないのか。あるいは財政調整基金含めて5,800万円ほどなるんですけれども、小石原川ダム関係の部分は、これは特定なもんだというふうに理解をしますけれども、財政調整のために基金管理費を減額するのであれば、その中で一括でできなかったのか、そこあたりの考え方。

というのは1つは、地財法のかかわりの余剰金の2分の1以上は基金、あるいは起債の繰上償還等に充てなさいという規定を持ってきても、これ全部入れてもその規定には該当しないというふうに思うんですね。そこあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 予算の基金の繰り入れの関係の御質問ですが、まず予算書の16ページ、財政調整基金から、右側の説明の欄、ごらんください、財政調整基金として3,806万円の繰り入れをしております。これは財政調整基金は今回災害の予算計上を行っております。ページでいきますと31ページになるわけですが、31ページの一番下の一般財源のところでございます、38060とあります、今回の災害に対して一般財源がこれだけ借りますので、その災害の経費として財政調整基金からこの額を繰り入れさせていただいたちゅうのが、まず財政調整基金の繰り入れの考え方でございます。

それから、同じく16ページの公共施設等整備基金繰り入れ、2,007万2,000円、これは庁舎の建設するための経費をこの基金からまず繰り入れたと。これはその次の18ページのほうと関係がするんですけど、18ページの下の方の表でございまして、右側の説明欄の総務財政課の分、基金管理費のところでございまして、公共施設等整備基金が三角、マイナスの6,106万6,000円となっております。これは今回の補正予算を調整するとき、一般財源が必要となりますので、財源調整のためにまず9月の段階で3億2,000万円程度の積み立てを予

定しておりました。その分を減らすことによって財源を調整したということでございます。

それと、地方自治法でいいます剰余が出た場合は積み立てをしなければならないというのは、剰余額の2分の1以上という形でございますので、十分この額を減らしたとしても2分の1はクリアしてるということでございます。

それと、庁舎のほうがわざわざ公共施設整備から繰り入れなくても、例えばこの公共施設等整備基金のマイナスの6,100万円を8,000万円程度にすることによって調整するというのも1つだろうと思います。それは確かにそうでございますが、これをあえてしなかったというのは、これをしなければ、公共施設等整備基金の積み立ての積み立て予算がまだ現存として残っております。財政調整基金、災害の場合ですとか、公共施設等は予算計上、12月補正の収支を合わせるためにやったこともありまして、最終的には3月の決算を見ながら、積み立てに余裕があれば、できるだけ積立額を残しておきたいというそういう思いがありましてしております。そして、当然繰り入れは予算の状況がよければ繰り入れは行わないという考え方を持っております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今、説明ありました内容については、充当の内容については予算書見てわかってたんですけれども、今、言われますように、全体的にダムの関係は除けば、財政調整のために、補正のための財源措置だと考えた場合には、今、言われるように、基金管理費についてはまだ、予算は9月したけれども、最終的にまだ積み立ては3月ぐらいになるんじゃないかなと、多分そういうふう運営されてるんじゃないかなと私は思ってるわけですね。だから、それであつたら同じ財政調整、災害も含めて財政調整であれば、地方財政法の2分の1に、これ全部入れても該当しないわけですから、ここでこうやって基金は、私はさっきもちよっとありましたけど、やっぱりなるべく基金は持っておったほうがいいんじゃないか、今後大型事業もあるから、そういう意味でお尋ねしてるわけです。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 言われるとおりでございます。予算上はこういう形で収支を整えるためには、こういう歳入歳出を合わせるために必要になりますが、今までの経験からいきますと、3月補正では執行残というのがどうしても出てきまして、予算に見えないような余裕額が出てくると想定されております。そういうことがありますので、積立額としては歳出予算として少しでも多く計上したいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） そうしますと、結果的には3月の状況を見て、実際取り崩すのか、取り崩さないのか、それはやると、当面こういう措置でいきたいということで理解をすれ

ばいいわけですね。はい、わかりました。

○議長（手嶋源五君） ほかに、18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 補正予算書の18ページ、総務部秘書政策課、庁舎整備費が今回2,007万2,000円計上されております。この種のが最近、今回で3回目なんですけども、まず基本的な考え方というのをお聞きしておきたいと思えます。

というのは、この前に総合体育施設本設計計画、そしてまた今般、杷木地域小学校基本設計が出されまして、入札も終わりました。問題は、まず第1点につきましては、朝倉市としては最低制限価格、低入札調査基準価格というのを設定していないということです。これは当朝倉市だけなのか、それとも全体的に福岡県下、その他どのような傾向になっているかということをも、恐らくこの18ページ、この補正予算で出されておるのも、当然こういうのが設定されていないんだろうと思えますので、まずその基本的な考え方をお聞きしたい。

2番目は、これ議員の皆さんもあちこちからいろいろ指摘された方もおられるんじゃないかと思うんですが、今回もそのようなことが起こり得るんじゃないかという危惧のもとに質問を2点目はいたします。それは、総合的体育施設、基本計画のときの落札率が2.5～2.6%です。これは入札予定価格が2,019万8,000円、それが落札決定額が51万8,000円、これは消費税入れて、本体では設計では48万円、まさに2.5～2.6%で落ちていると。そして今回、杷木小学校基本設計でも落札率が10.71%、1,088万7,000円の入札予定価格が111万6,000円、こういうような状況になっております。私は議案質疑で、今回の出されてきたものを、この2つの事例を見ますと、1番目に質問した物の考え方でいけば、恐らくこのような状況がまた起こり得るんじゃないかというのがあります。

3番目に、やっぱり現実問題として、設定したのからこんな低価格で落札されることにおいては、市としては当然出す金額が少なくなるわけですから、よかったということになるわけでしょうけども、本来のこの入札制度から見ると異常なものではないのか。かつて皆さん、御存じだと思いますけど、1円で落札されたということで、もう全国新聞紙上でも出てきました。ここまで極端ではありませんが、そうしますと、何のためにこのような落札率で落ちてしまうのか。ほかを見ますと、極端にその1社だけが極端に低いというようなことで、その最低制限価格がないためにどのようにでもなる。

3番目の質問の趣旨は、こういう状況が出てきますと、よかったということではなくて、裏があるのではないかというような、私にも電話もありました。私も説明のしようがない。これは現状をどのように把握していくかという入札制度、もう何十年來の甘木市時代から朝倉市にわたっても課題であります。こういった問題について、今回補正予算、そしてやっぱりみんなに納得できるような庁舎に対する調査、整備というものの費用がなされなければだめなんだろうというふうに思えますので、まずこの3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） まず第1点の、最低制限価格の設定と低入札調査制度の関係でございますが、最低制限価格というのは、その字のごとく最低の額を定めてしております。現在行っております入札につきましては、工事と物品、それからコンサル業務とか、いろんなあるわけでございますが、朝倉市で最低制限価格を設けておりますのは、工事につきましては設けておまして、公表もしております。これは国のそういう算定の最低の基準の算定式がございますので、それに準じて朝倉市も行ってるわけでございますが、コンサル等につきましては、国がそういう数値を現在のところ示しておりませんので、朝倉市はいろんな設計等につきまますコンサルについては、予定価格は公表はしておりますが、最低のほうは設定をしていなく、当然公表もしてないという状況でございます。

近隣の状況では、そのあたりを全部ではありませんが、一部の市町村では定めてあるようなところもございます。このやり方としましては、最低制限価格をしてあるところ、また低入札価格をしてあるところがございます。低入札価格を設定してあるところは公表いたしませんので、入札した後に落札した業者と、その額で本当にできるのかどうかというのを協議をなされてるようでございます。その結果、できるという判断されれば、その低入札の価格以下で落札されたとしても、契約にされてあるという状況がまずございます。

それから、2番目の総合的体育施設と学校の入札の状況は先ほどのとおりでございますが、これはコンサルという業務がいろんな物を買って、工事みたいに用意してするようなものではございません。人件費的なものがほとんどでございます。人力でいろんな設計をするというのがほとんどですので、想定でございますが、例えば人が一定の人を常時雇用しておけば、遊ばせるのはもったいないということであって、少ない金額でもやはり何かしたい、またいろんな、これを朝倉市の仕事を受けることによって、いろんな勉強したいとか、そういうことがあるのだろうというふうにならざるを得ない、これは想像でございますが、そういうことを思っております。確かに言われるような、最低を決めるべきかどうかというのは、私どもも今、議論しながら悩んでるところでございます。このままでいいというのはちょっと理解してるところではございません。

それから3点目の、低入札でとったところが次に云々というような話でございますが、今回、学校でも体育館でも、あくまでこの入札に限定したものでございますので、この仕事をとったから、次の実施設計が随契で回ってくるとか、そういうものは全然考えておりませんし、次の段階に行けば、新たな指名競争入札で業者を選定して入札を行うということでございますので、そういうことは何か裏があるんじゃないかとか、そういうことは私どもとしては考えてないところでございます。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 私もこれは一般質問でもありませんし、この議案審議の中でやはりよりよい建物が首尾どおりなされることを願ってるということで、疑問が出るようなこ

とではいかんということで指摘をするという形で、今、質疑をいたしております。

今の話によりますと、次の3回って限られておりますので、2回目の今の答弁に対して、最低制限価格、あるいは低入札調査費基準価格、これは県下で、副市長、地方課におられたということで、1つの全体的な、これ、入札があちこちから来てるわけですね、朝倉市の設計業者だけではなくて、あちこちから来てますので、当然非常に大きな広がりの中でこの入札制度が行われてる分野だろうと思います。この低価格の制限価格が設定されているのは通常なのか、あるいはないのが通常なのかというのは今後の判断基準にもなるかと思えます。

2番目は、先ほど3番目のやはり問題が私の中心、そういうことがあってはいけません。これは甘木市は悪い前例がありまして、いろいろこの入札制度において問題が生じてきた、もう何十年来の課題であります。入札のあり方についても、私も意見を述べてきた1人ですけれども、そういったことでよりよいもの。

この2番目に質問しました、落札率がこんな形でできるのかというのが疑問なんです。この実際、第1回入札をしたときの体育館のほうでは、2,000万円に対して、最低が1,100万円、多いところで1,870万円程度が出てるわけですね。その中で48万円。確かに人件費その他で、頭と手で書けばという話なんでしょうけど、入札価格、予定価格を出すというときは、これくらいは必要ですという形を出してるはずですから、当然これは正当な入札予定価格、それよりも少ないでやってほしいというのが願いでしょうから、これが制度だと思えます。基本的な考え方はいろいろ述べる必要はないと思えますので。これが1社だけが極端になってる、それがまず先ほど財政課長が言ったような形での考え方であるならばいいんですけど、奇をてらうような、売名的な、あるいはこの一番最初の体育館の基本設計は、結構有名なところでありまして、別に名を売るとか、そんなことをする必要もない会社なんです。2番目は地元なんですけれども。

そういった状況を考えますと、これ、この制度があり方がいいのかという、やっぱり捉え方を厳しくしていかないと、何か先ほど言ったように、私もあるとは思っておりません。また、あってはいけないことです。これの結果が後に尾を引くようなことであってはいけない。しかし、朝倉市というののいろいろな経過を見ますと、どこかにそういった思いを持つ人もいる、それを払拭していかないかんということで、あえて時間をとりながらやっております。できる限り、公明、公正な入札制度のあり方を議会全体としても捉えていこうというのがこれまでの経過です。

副市長、先ほどの点と、財政課長、市長でも、私の2番目の、1、2、3の質問の趣旨を捉えて御答弁いただければと思います。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（片山 潔君） お答えいたします。

最低制限価格なり、あるいは低入札調査、そういったものが県内でどうかということ

ございますけども、正確な数字は私、持ち合わせておりませんが、以前に比べれば少しづつはそういった自治体もふえてきてるのかなという印象は持っているところでございます。

先ほど議員おっしゃいましたように、そういった私どもの指名入札の中には、市内、市外の業者も入ってますので、当然ながらそういう県内全体的な動きも見きわめていく必要があるというふうに考えております。

それから、著しく低い金額で入札があったという点につきまして、正直、私も驚いてるところではございますけども、事業者のほうには本当にその金額、誤りないか、きちっとした事業の完成ができるかということは確認をいたしたというふうに聞いております。

この入札制度、いろんな近隣の市町村の動きもあるかと思えます。私も指名委員会の委員長を務めておりますので、その中でもそういった入札制度の見直しなり、あるいは改善、工夫、そういったものには十分注意を払ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 参考のために、県の例でございますけど、県の制度としましては、低入札調査のほうを取り入れてあるようでございまして、そちらのほうで先ほど申しました制度をされておるようでございます。

それから、この2点目に言われました、こういう安い価格でという話でございますが、今回、私もこの入札に参加しておりまして、入札官として出ておったんですけど、杷木の小学校の件でございまして、これをとられた業者の社長さんがおられましたので話をしましたら、頑張りましたと、業者を見たら市外の方がたくさんやっぱり来られてあって、市内の学校はやっぱり地元の業者がとるべきだという、そういう心意気でやったということもありました。本当にこの100万円程度でできるんですかということ聞いたところ、大丈夫ということではしておりまして、そういう形で信用したということではございまして、今後は先ほど言いましたように何らかの方法は必要かなとは思いつつながら、どうしたらいいのかというのは、なかなか検討してるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 最後に、これは政策的な課題を含んでおるだろうと、現状の問題だけではなくて、今、答弁の趣旨は、もう主体は、今後、一応、検討、見直しをしていくということですので、市長、最後にこの問題について、今、副市長と財政課長が答弁しましたので、市長としての考え方をお願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 私も何かえらい安い値段で落札さっしやっただげなという話、どこちゅう会社名は、僕、今、聞いてわかったんですけど。

いろいろ落札については、その会社なり、そこそこの企業の思いがあつてのことだろうと思います。ただ、入札制度につきましては、特にさっき言いましたコンサル等につきましては、物品を購入して原価が幾らでという、ないわけです。人件費と技術料みたいな話

なんです。ですから、なかなかほかの工事と一緒に最低価格というのがつけにくいという現実があります。しかし、いずれにしましても、さっき言われましたように、入札については公明正大に、そして疑念が抱かれないような形でやるべきだと思いますので、今後そういう面でのあり方というものを検討させていただきたいというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第80号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。12番桑野博明議員。

○12番（桑野博明君） 介護保険特別会計の保険事業勘定において、一般財源の1,367万1,000円を一般会計から繰り入れて、国庫支出金と合わせて1,522万8,000円で、介護保険法改正対応システム改修事業経費を補正をされておりますが、なぜ補正なのかということがまず1番です。

それから、私の感覚ですが、システムの改修事業としての1,500万円強は、ちょっと若干高いような気がするんですが、詳細な説明をいただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） まず1点目、今、12月議会の補正がなぜなのか、今の時期なのかということについては、御承知のように、介護保険法の改正が来年、27年の4月から大幅に変わる予定というか、もう示されておりますが、その全容が出ましたが、かなり膨大な量でございましたので、当然当初予算では固まっておらず、ようやく9月議会でなくて、12月議会に固まった、ほぼ固まったというような状況でしたので、今回の補正とさせていただきます。

それと、もう1点の高額ではないかということでございますが、先ほどから申してますように、介護保険制度の改正が包括ケアシステムの構築に向けての地域支援事業の充実なり、あと制度の充実、重点化ということが言われておまして、例えば介護報酬の単価の改正も当然でございますが、介護予防の介護予防・日常生活支援総合事業等が新たに開始いたしますこと、それと利用者負担の見直し等もございます。それと、あとは低所得者の介護保険料の軽減等々、かなりの改正箇所がございまして、こういう見積もりの金額になってるところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第81号議案朝倉市情報公開条例及び朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 議案書じゃなくて、いただきました新旧対照表のほうなんですけど、2-1ページの右側で、変わりますよということで下線が引いてありますよね。その次のとこなんですけど、職員を除くと書いてあるんですけど、除くのは何で除くのかなというのがちょっとよくわからないんですけど、それを御説明いただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 今回の改正というのは、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律というのが変わりました、今まで独立行政法人というのは、全てを1つのくくりという形の1つのまとまりでございました。その中に、特定独立法人というのがあったわけがございます、今まではですね。大きいの中に1つ、特定独立法人というのがございました。その特定独立法人というのは、この法律の中で国家公務員としますよちゅうのがもともとございました。そういうのが今度新しい独立行政法人の制度になりますと、3つに分類されまして、1つが中期目標管理法人、2番目が国立研究開発法人、3番目に行政執行法人って3つありまして、この3番目の行政執行法人というのが特定独立法人と同じように国家公務員の身分を持ちますという形になったわけがございます。そして、そういう前提がまずございます。

この条例の中には、個人情報開示しなさいというのがありまして、その中で個人の情報、市民とか、そういうのは開示しないでいいですよとありますが、その個人情報の中に公務員、国家公務員とか地方公務員はまず出しなさいという、またありました。それが列記してあるんですけど、その中に国家公務員ってありまして、国家公務員の中に、この特定独立法人は除くとなってるのは、別の項目に、独立行政法人は国家公務員とみなして情報は開示しなさいという項目がありましたものですから、ダブった規定になっておりますので、もともとダブらないように除くという形であってございまして、結果的に公表を、情報開示をするほうになるという形でございます、しなくていいちゅう意味で除くという意味ではございません。条例のつくり方上、ダブった規定を避けるために、片方の規定を除いていたということでございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第82号議案朝倉市オフトーク通信施設ひまわり通信条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありますか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） この条例でオフトーク同等サービスというのをするというふうに規定してあるようですが、この同等サービスというのはどんなサービスなんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 杷木支所長。

○杷木支所長（武内伸一君） NTT西日本並びに東日本もそうなんですけど、昭和63年度よりオフトーク通信サービスを提供してございました。それで、ブロードバンドの回線等を



利用した情報提供の手段とか、それらの多様化によりまして、このサービスの利用者が年々減少しているということもありまして、また今後もそういうことが想定されるだろうということで、平成27年2月28日、土曜日をもってオフトーク通信サービス事業をNTTは停止をすると、ここで終わりますということで、25年の1月28日に公に公表がっております。

それで、ただしオフトーク通信同等サービスとして、30年3月までは同等サービス、事業が全然異なります、これにつきましては30年の3月末まで利用可能という幅を持たせておるような状況でございます。

それで、もともとこういうふうになった経過といたしますか、これにつきましては、平成21年の10月に総務省が新たなICT政策についての検討を行うためのグローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース、言われますプロジェクトチーム、これを設けております。そういった流れでNTTはこのプロジェクトチームの経過を受けて、こういった動きになったということになっております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 今の話でいきますと、平たく言うと同じサービスということですかね。

○議長（手嶋源五君） 杷木支所長。

○杷木支所長（武内伸一君） はい。この30年3月までの3年間のプラスアルファの期間につきましては、サービスは全く一緒でございます、金額等も何ら変わりございません。ただ、事業が同等サービスということになりましたので、条例の改正の必要が生じたということでございます。

○議長（手嶋源五君） 6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） そうしますと、オフトークは光回線を使ったら、たしか引けないというふうに、利用できないというふうに聞いております。そういった中で、光回線、これから多分、広がっていくと思うんですけども、そういった中で同等サービスをするということは、僕は余りもうニーズがなくなるんじゃないかなというふうに思うんですが、担当課としては、それでもやはり残しておく必要があるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか、それをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 杷木支所長。

○杷木支所長（武内伸一君） おっしゃるとおり光が整備をされまして、だんだん減少をしております。しかし、代替施設、予算化までまだ現段階ではしておりませんが、もしそういうふうになれば、新たにそちらのほうに乗りかえたいという方もいられるような状況でございます。杷木支所といたしましては、もしそういうふうな動きになれば、推進に力を入れていきたいということで考えております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第83号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第84号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 今回、税率が基礎課税分で0.6%、後期高齢者のほうで0.9%アップされておりますし、また均等割、平等割に関しましても4,000円、5,000円上がっておりますが、この根拠についてお尋ねいたします。何年度ぐらいまでの見通しが、人口の見通しとか、財政の見通しを持ってなされたのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（草場千里君） 今回の税率改正につきましては、6月に国民健康保険特別会計の健全化につきまして、税率改正と一般会計の繰り入れのこの組み合わせで行いたいということで市長のほうから意見も出ております。そのことによりまして、一般会計と税率改正の分につきまして協議を続けておりまして、25年度までの繰上充用額が6億7,000万円を超しております。また26年、27年、28年、この3カ年間の歳入不足額につきましても約9億円、平均で3億円ぐらい出るような形になっております。平成29年度よりは県が保険者になるというようなことで今、進んでおりますので、28年度までの部分ということで計算を立てておりまして、その分で、まず平均で単年度3億円の歳入不足になるということで、税率改正、一般会計、これをどうしようかということで協議をずっと続けておりました。

この中で、税率改正で約半分、一般会計で半分入れるというようなことで進めてはどうかということで、今回、税率改正で1億5,000万円の改正ということで、この所得割、または均等割、平等割を改正させていただいたところでございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第85号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第86号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第87号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第88号議案朝倉市いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番(中島秀樹君) 対策推進委員会と調査委員会、委託する、教育委員会がするのか、市長部局がするのかという、囑託するののかという違いがあるようですが、いま一つ、ちょっと役回りの違いがわからないんですけども、この御説明をお願いいたします。

○議長(手嶋源五君) 教育課長。

○教育課長(秋穂修實君) 今回のいじめ防止推進、国の法律ですね、法律に定める組織の中で、地方公共団体として設置すべき会議、それから学校として組織すべきもの、それから重大事態の発生時にそういう機関を置くものという分け方をまずしております。

それで、今、御質問されました、これは地方公共団体のほうの設置なんですけど、いじめ問題対策連絡協議会、それから教育委員会のほうでは附属機関の設置というのがございます。それから先ほど言いましたように、重大事態が発生した場合に設置するもの、それが調査組織ですね、それから附属機関というふうになっておりますので、最終的には市長部局のほうの重大事態発生した場合は、この5条に書いてますような朝倉市いじめ防止調査委員会というのがここで出動するわけですが、それまでは基本的には教育委員会のほうで事務をとりながら、この推進条例のほうはやっていくという考えでございます。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第89号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第90号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。14番平田梯子議員。

○14番(平田梯子君) 新しく条例化されるものと思っておりますが、この中にございます第1号保険者は朝倉市としては何名ぐらいなのか。このどこに該当するのか。それから

今までありました地域包括支援センターとの違い、在宅介護支援センターがブランチ的にありましたが、それがどのようになるかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 1号被保険者、65歳以上の方になりますが、正確な数字ではございませんが、約1万6,000超えてるところ、1万7,000までは行っておりません。

それと、この新しく条例制定いたしましたものは、現在、朝倉市のほうに直営で1カ所、地域包括支援センター、それと4カ所のブランチを委託しておりますが、その基準、それに関して、今現在の地域包括支援センターの基準については、国の省令で定めておりました。それを市の条例で定めなさいということでございますので、対象は今の地域包括支援センターと同じでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 第1号被保険者が1万6,000人から1万7,000人ということは、第3条を見てみますと、3,000人以上6,000人未満ごとに置くべきということでございますので、この職員数が幾つかの地域包括支援センターができるというわけではないのでしょうか、その解釈がわかりません。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 先ほどからお話ししてまいりましたように、現在の地域包括支援センターは直営で1カ所ございます、あとはブランチで在宅介護支援センターのほうに委託してまいりますが、この包括支援センターができましたのが平成18年でございます。それからもうかなりたっておりまして、現在、御承知のように高齢者もふえておりますし、あと独居高齢者の方とか、あとそれを支える若い世代が減っております。それと朝倉市というのが合併してからかなり圏域も広がっております。現在の1カ所では足りないであろうというふうに私どもは考えております。

その箇所数なり、体制なり、いつからするのかというのを、今、策定中の介護保険事業計画でその中で盛り込んでいこうというふうに考えております。1カ所でなくて、複数必要であろうというふうに考えてるところでございます。その場合、1つの一地域包括支援センターですので、その1号被保険者の人数に応じて、この3職種と申しますが、それが何名ずつ必要、設置しなければならないというふうになっておりますので、この基準に基づいてやっていくということになります。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第91号議案財産の処分について（建物）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第92号議案権利の放棄について（貸付金に係る返還請求権）を議題といたします。質疑はありませんか。1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 不納欠損をするというふうなことでございますが、この方以外にまだそのようになる可能性があるような方が何名おられるのか。また、そうならないための対策を講じてあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（養父英輔君） 御質問の件ですが、この方以外に、今、案件として不納欠損をすぐ対応しなければいけないという案件はございません。

ちょっと参考までですが、不納欠損という処置は今まで2度行っておりますが、これは訴えの提起で債権が確定した中で、裁判の結果としての時効援用でやったという例が今まで過去2回ありますが、今回はそういった形じゃないということで、議案として出させていただいたということですが、債権の回収については、逐一、担当者が連絡をとりまして、それからいろんな状況をそれぞれ調べながら行っております。この案件についても、相続人がどういった形でおるか、それからその方がどういった態度を示されてあるかという結果の中で相続放棄をされたということで、もう行くところがないということでこういった形をとらせていただいた、そういう経過でございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第93号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第94号議案指定管理者の指定について（朝倉地域体育施設）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第95号議案指定管理者の指定について（老人福祉センター）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第96号議案指定管理者の指定について（川の駅原鶴）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第79号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、19日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時51分散会